

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県安芸郡熊野町5474番地1  
氏名 株式会社 ともやま商店  
代表取締役 巴山 伸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和 元 年 10 月 4 日  
許可の有効年月日 令和 6 年 10 月 3 日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理 (破碎)

## 産業廃棄物の種類

【破碎】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず及びがれき類 (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物 (水銀回収義務のあるものを除く。)) を含み, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎施設 広島県安芸郡熊野町5474番地1 平成20年5月31日設置  
廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る。) 4t/日
- (2) 破碎施設 広島県安芸郡熊野町5474番地1 平成20年11月15日設置 がれき類 4t/日
- (3) 破碎施設 広島県安芸郡熊野町5474番地1 平成30年10月5日設置 廃プラスチック類 1.54t/日, 紙くず 1.35t/日, 木くず 1.99t/日, 繊維くず 0.54t/日, 金属くず 2.62t/日, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 2.37t/日 (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)
- (4) 保管施設
- ア 広島県安芸郡熊野町5474番地1 38.4 m<sup>2</sup> ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 33.18 m<sup>3</sup> 容器保管
- イ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 28.5 m<sup>3</sup> 1.25m
- ウ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96 m<sup>2</sup> 木くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 28.5 m<sup>3</sup> 1.25m
- エ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96 m<sup>2</sup> 紙くず及び繊維くず 28.5 m<sup>3</sup> 容器保管
- オ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 28.96 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) 28.5 m<sup>3</sup> 容器保管
- カ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 13.0 m<sup>2</sup> 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち廃蛍光管に限り, 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。) 28.6 m<sup>3</sup> 屋内保管
- キ 広島県安芸郡熊野町5474番地1 8.8 m<sup>2</sup> がれき類 7.5 m<sup>3</sup> 1.2m

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年10月31日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有